

## 明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会要領

(設置)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の実施に関する事項を審議するため、明日香村建設工事等の入札及び契約に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設工事等の入札参加資格審査に関すること。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び格付に関すること。
- (3) 一般競争入札における競争参加資格に関すること。
- (4) 総合評価落札方式における落札者決定基準の決定、施工計画及び施工能力等の採否決定、審査及び評価並びに落札者の決定等に関すること。
- (5) 指名競争入札又は随意契約で行う場合の適否の審査並びに指名業者又は見積書徴収業者の選定に関すること。
- (6) 指名停止等の措置に関すること。
- (7) 低入札価格調査に関すること。
- (8) その他建設工事等の入札及び契約に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、副村長、総合政策課長、総務財政課長、住民課長、地域づくり課長、教育課長をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副村長、副委員長は総合政策課長を充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を招集し、これを総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 委員長は、緊急やむを得ない事情等により、会議を開くことができない場合には、書類の持回り等の方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は表決に参加した者を出席した者とみなす。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、委員会の議事に必要な説明又は意見を求めるため関係者を会議に出席させることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務財政課で行う。

(秘密を守る義務)

第8条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

(明日香村公共工事等の入札及び契約に関する調査委員会要領の廃止)

2 明日香村公共工事等の入札及び契約に関する調査委員会要領（平成14年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。